

### 島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和3年度会計に係る財務監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

島根県監査委員	高橋雅彦
同	田中明美
同	山口和志
同	三島明

令和3年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<b>(1) 収入関係事務</b>	
<p>① 補助金の収入事務が適当でないもの            国庫補助金の収入に当たり、国への請求行為が行われず、収納状況の確認もなされなかったことから、本来交付されるべき国からの国庫補助金額が交付されなかった。</p> <p>令和3年度生活衛生関係営業対策事業費補助金            国庫補助金額 10,466,000円            (薬事衛生課)</p>	<p>職員の認識不足による不適切事案の防止のため、主管課が実施した研修会に参加したほか、会計事務に関する資料を課内で共有した。</p> <p>また、スケジュール表を作成し、複数の職員でのチェックを行っている。</p>
<p>② 調定額を誤っているもの            県営住宅の家賃算定について、誤りがあった。</p> <p>算定誤り期間 令和3年4月～令和3年12月            返還額 40,096円            外2件            (建築住宅課)</p>	<p>対象者には説明・謝罪の上、令和4年1月に超過分を返還した。</p> <p>家賃算定の根拠となる入居世帯の収入に係るシステム入力誤り及び審査体制の不備が要因であったため、再発防止として、システム操作マニュアルに入力方法を明記し、複数名での審査を徹底することとした。</p>
<p>③ 収入の会計年度所属区分を誤っているもの            随時の収入に当たる県立学校施設の利用に係る光熱水費等の負担金のうち3月分について、令和3年度に入って通知を行ったが、令和2年度の収入として処理をしていた。</p> <p>(令和2年度会計)(出雲工業高等学校)            (令和2年度会計)(横田高等学校)</p>	<p>4月になって金額が確定する3月分電気代、2・3月分水道代の負担金については、実際に通知を行う新年度の収入として処理を行うように見直しを行った。(出雲工業高等学校)</p> <p>収入事務は出納局での審査が行われないことを再認識し、会計規則など会計関係諸例規の理解を深めるため、出納局主催の研修や掲示板に掲載される「出納局だより」などを積極的に活用していくこととした。(横田高等学校)</p>
<p>④ 出納機関等の収納の処理が適当でないもの            書き損じの領収証書の本書を廃棄しているものが1件あった。</p> <p>(津和野高等学校)</p>	<p>証明書交付手順を改訂し、書き損じの場合の取り扱いについて記載を行った。</p>
<p>⑤ 出納機関等の収入の処理が適当でないもの            複写手数料として領収した現金について、収入調定が漏れているものがあった。</p> <p>領収年月日 令和3年9月14日            収入調定漏れ金額 70円            (図書館)</p>	<p>複写手数料として領収した現金の合計金額と、領収証等の合計金額の突き合わせをエクセルの集計表を使って行っていたが、集計表の計算式に誤りがあったため、集計表を適切なものに改めた上で、領収証等の合計金額との突き合わせを複数の職員が行うようにした。</p>

(2) 支出関係事務													
<p>① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したものの ア 試料購入代金の支払が遅延し、遅延利息が発生していた。</p> <table border="0" data-bbox="277 389 799 618"> <tr> <td>納付期限</td> <td>令和2年7月21日</td> </tr> <tr> <td>納付日</td> <td>令和3年8月31日</td> </tr> <tr> <td>対象金額</td> <td>54,472円</td> </tr> <tr> <td>遅延利息</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(原子力安全対策課)</td> </tr> </table>	納付期限	令和2年7月21日	納付日	令和3年8月31日	対象金額	54,472円	遅延利息	1,500円		(原子力安全対策課)	<p>年度当初に年間購入量を適切に見積もり、速やかに執行伺を作成のうえで契約を締結することで、手続きの漏れや支出未済の防止を図っている。また、このような手続きをとったうえで、係長、課長を含む複数の目で執行状況を必ず確認している。</p> <p>加えて、本事案をふまえ、課員各自が自己点検を実施したうえで、適切な会計事務に資することを目的とした課内研修を実施した。</p>		
納付期限	令和2年7月21日												
納付日	令和3年8月31日												
対象金額	54,472円												
遅延利息	1,500円												
	(原子力安全対策課)												
<p>イ 国交付金に係る交付額の確定により生じた国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。</p> <table border="0" data-bbox="277 824 799 1189"> <tr> <td>納期限</td> <td>令和4年3月24日</td> </tr> <tr> <td>納付日</td> <td>令和4年4月28日</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>令和2年度国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付額の確定に伴う返還金</td> </tr> <tr> <td>返還金</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>472円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(健康推進課)</td> </tr> </table>	納期限	令和4年3月24日	納付日	令和4年4月28日	名 称	令和2年度国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付額の確定に伴う返還金	返還金	45,000円	延滞金	472円		(健康推進課)	<p>前年度まで紙（公印有）で送付されていた国交付金の交付額確定通知書等が、公印廃止されメールのみで送付され、確認が遅れたことにより発生したため、重要書類の通知方法（紙又はメール）の確認を徹底する。</p> <p>また、事業担当者のみではなく、予算担当者及び課長補佐など複数でチェックするよう体制を強化する。</p> <p>さらに、内部統制リスク評価シートに反映させ、再発防止に努める。</p>
納期限	令和4年3月24日												
納付日	令和4年4月28日												
名 称	令和2年度国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付額の確定に伴う返還金												
返還金	45,000円												
延滞金	472円												
	(健康推進課)												
<p>ウ ネット回線サービスの月額利用料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <table border="0" data-bbox="277 1350 799 1570"> <tr> <td>対象元金</td> <td>24,134円</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>令和4年4月8日</td> </tr> <tr> <td>延滞料金</td> <td>152円</td> </tr> <tr> <td>外1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(教育指導課)</td> </tr> </table>	対象元金	24,134円	支払日	令和4年4月8日	延滞料金	152円	外1件			(教育指導課)	<p>令和4年度からは総務事務処理特別会計での支払いに変更したうえで、担当スタッフ間の情報共有を徹底し、課員に対しても定期的に注意喚起を実施することとした。</p>		
対象元金	24,134円												
支払日	令和4年4月8日												
延滞料金	152円												
外1件													
	(教育指導課)												

<p>エ 設計業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったために不納付加算税及び延滞税が発生していた。</p> <p>源泉所得税及び復興特別所得税 (令和3年4月分) 461,492円 法定納期限 令和3年5月10日 支払日 令和3年7月7日 不納付加算税 23,000円 延滞税 1,800円 (東部県民センター雲南事務所)</p>	<p>指摘のあった事項については、委託料の支払い担当者と国税納付担当者との間で連絡が十分行われていなかったこと、及び、歳入歳出外現金の残高が定期的に確認されていなかったために発生したものである。</p> <p>今後は、担当者間で委託料の支払情報を共有するとともに、委託料の支払時に引き去った国税の有無を、毎月定期的に歳入歳出外現金の残高により確認し、指摘のあった事項と同様の事例の発生を防止することとする。</p>
<p>オ 携帯電話通信料について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>利用料 1,939円 支払期限 令和3年8月2日 支払日 令和3年9月17日 延滞利息 34円 (雲南保健所)</p>	<p>定期的な支払について、支払遅延や支払漏れの防止を図るため、支払の進捗状況をチェックシートに記載して見える化を行い、複数の担当で確認を行っている。</p>
<p>② 補助金等交付事務が適当でないもの</p> <p>ア 流域下水道事業補助金（企業会計への繰出金）について、交付決定をしていなかった。</p> <p>交付申請日 令和3年3月29日 交付申請額 548,097,000円</p> <p>イ 流域下水道事業補助金（企業会計への繰出金）について、実績報告書が提出されていなかった。</p> <p>交付申請日 令和3年3月29日 交付申請額 548,097,000円 外1件 (下水道推進課（一般会計）)</p>	<p>一連の補助金事務を適正に行うため、作業フロー図、文書の草案、チェックリストを作成して業務手順を確認し、チェック体制を整えた。</p>
<p><b>(3) 財産関係事務</b></p>	
<p>道路占用料について、占有期間を誤り、又は減免をせずに、徴収していたため還付加算金が発生していた。</p> <p>過徴収額 140,530円 還付加算金 2,500円 外2件 (松江県土整備事務所)</p>	<p>道路占用許可の審査時に、申請書と一緒に占用料金表及び減免一覧表を添付すると共に複数の職員によるチェック体制を強化することとした。</p>

令和3年度会計財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意見	処理方針・措置状況
<p><b>1 財務監査の結果に関する意見</b></p> <p>(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）</p> <p>今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。</p> <p>かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層進める必要があることを示している。</p> <p>については、各執行機関においては、令和2年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、令和3年度の決算において、国への補助金の請求行為が行われず、収納状況の確認もなされなかったことから、本来交付されるべき国庫補助金額が交付されなかったという事案があった。</p> <p>このような事態を避けるためにも、国費等の請求事務については、チェック体制をより強化するなどの対策を速やかに講じられたい。</p> <p>こうした中、職員への会計事務の習熟を図るため、所属独自で研修を企画、実施しているところや、出納局主催の会計事務研修を課内でオンラインで受講できるよう取り組んでいるところもあった。</p> <p>については、出納局にあっては、今後、会計事務の知識が広く職員へ浸透するよう、例えば、部局単位での研修機会の提供や研修動画の配信など検討され、引き続き、きめ細かい支援に取り組まれたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>内部統制制度により、各所属においては、日常の業務（財務に関する事務）の遂行において、リスクの把握・評価・対応・モニタリングからなるPDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。</p> <p>毎年度、同じサイクルで運用しながら、適時、運用方法やマニュアルの改善を行い、効果的な運用となるよう努めていく。</p> <p>また、国費等の請求事務においても、同様の事案が発生することを防止するため、内部統制制度におけるリスク評価シートに補助金の請求漏れに関する項目を追加し、リスクの可視化を図るとともに、請求漏れを防ぐための具体的なリスク対応策を示していく。</p> <p>出納局では、テレビ会議システムを利用した担当者の習熟度に応じた会計事務研修会（初任者、決裁者、実務者）の開催や、会計検査時の指導、ヘルプデスク等での相談対応により、担当者の会計事務処理能力の向上に取り組んでいる。</p> <p>また、部局等で開催される独自の研修会への講師派遣を行っている。</p> <p>今後、研修会のアンケート等を参考に、効果的な研修方法を検討し、会計事務担当者の会計事務処理の習熟度の向上に努めていく。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>内部統制制度により、各所属においては、日常の業務（財務に関する事務）の遂行において、リスクの把握・評価・対応・モニタリングからなるPDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。</p>

毎年度、同じサイクルで運用しながら、適時、運用方法やマニュアルの改善を行い、効果的な運用となるよう努めていく。

また、国費等の請求事務においても、同様の事案が発生することを防止するため、内部統制制度におけるリスク評価シートに補助金の請求漏れに関する項目を追加し、リスクの可視化を図るとともに、請求漏れを防ぐための具体的なリスク対応策を示していく。

#### (公安委員会)

警察では、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員を中心に各所属（警察署を含む。）に赴き、財務書類の点検と、その結果に基づいた指導を行っている。その中で、収入の調定遅延や調定額の誤り、契約書作成方法の不備、旅費支給額の誤り等が判明しており、是正が可能なものは、速やかに措置を講じている。

内部監査は、リスク対応策の不備を発見する良い機会でもあることから、監査結果に基づき、内部統制制度によるリスク評価シートの更新を行うなど、速やかな改善に努めている。

国費の請求事務については、警察本部会計課が担当しており、これまで国への補助金の請求行為を失念するといった事案等は発生していないが、対象となる請求事務を組織で共有し、特定の職員に事務処理を任せることなく、手続の進捗状況は組織的に管理していく。

<p><b>(2) 物品管理の適正化（各執行機関、出納局）</b></p> <p>物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。</p> <p>これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。</p> <p>また、今回の監査において、抽出で物品の調査をしたところ、所在が不明である例も見受けられた。</p> <p>については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、出納局にあっては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用して会計事務担当者に対する制度の周知に努められたい。</p>	<p><b>（知事部局）</b></p> <p>物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し、会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。</p> <p>また、帳簿記載の物品の所在について定期的に所在の確認を行い、年度替わりの時期には、担当者間における確実な引継を徹底することで、物品管理事務の適正な執行に努める。</p> <p>出納局においては、物品管理の適正化について、会計事務初任者研修や職員ポータル掲示板により物品会計に対する担当者の意識を高めるとともに、制度周知を徹底するなど物品会計事務の適正化に引き続き努めていく。</p> <p>なお、使用責任者の備品等の管理責任については、令和3年4月に会計規則等の改正を行い、明確化したところであり、会計検査の機会を利用し所属への指導に一層努めていく。</p>
	<p><b>（教育委員会）</b></p> <p>物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し、会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。</p> <p>また、帳簿記載の物品の所在について定期的に所在の確認を行い、年度替わりの時期には、担当者間における確実な引継を徹底することで、物品管理事務の適正な執行に努める。</p>
	<p><b>（公安委員会）</b></p> <p>物品管理の適正を図るため、内部監査の機会等を利用し、物品管理についての教養や留意事項等の徹底を図っている。</p> <p>内部監査では、物品に関する帳簿等の点検を実施しているが、一部の所属で物品管理票の手入れの不備がみられたものの、全体として必要な処理がなされており、適切に整備されていた。</p>

	<p>物品の現物点検については、会計規則に規定する人事異動に伴う使用責任者等の引継ぎだけでなく、使用中の物品の損傷等の早期発見や亡失の未然防止、使用できない物品等の適切な処分に資することを目的として、毎年度に1回、全庁的に一斉点検を実施している。</p> <p>点検では、物品の所在確認にとどまらず、使用可否についても確認し、使用不可のものは廃棄・返納等を検討している。</p>
<p><b>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</b></p> <p><b>(1) 内部統制制度の運用（人事課）</b></p> <p>令和2年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部において内部統制制度の運用が始まった。</p> <p>運用開始2年目となり、多くの所属では、課内会議等で制度の意義の浸透とリスク評価シートの情報共有による注意喚起を図っている。</p> <p>今後においても所属において、財務事務のリスクを把握し、誤謬を減らすためには、内部統制リスク評価シートを有効活用し、事務改善につなげていく取組が求められる。</p> <p>については、内部統制制度を進めるに当たり、各所属で見本となる取組事例があれば、全庁で共有するなど、さらに効果的な運用となるよう取り組まれない。</p>	<p>内部統制制度について、会計事務研修など様々な機会を捉え制度の説明を実施し、職員の理解を高めるよう取り組んでいる。</p> <p>また、所属にヒアリングを行い、見本となる取組事例について自己点検依頼の際に共有するなど、全庁で効果的な運用となるよう取り組んでいる。</p> <p>引き続き、制度の浸透及び効果的な運用となるよう、各所属と連携、情報共有しながら取り組んでいく。</p>
<p><b>(2) 個人情報管理の徹底（各執行機関）</b></p> <p>県が保有する個人情報については、島根県個人情報保護条例等（以下「条例等」という。）に基づき管理等が行われており、その情報セキュリティ対策に当たっては、島根県情報セキュリティポリシー等（以下「ポリシー等」という。）に基づき運用等がなされている。</p> <p>こうした中、令和4年8月に島根県立中央病院において、患者情報24,563人分と端末を利用する職員情報6,180人分が保存されている電子カルテ用端末1台の所在が不明となっている事案が公表された。</p>	<p><b>（知事部局）</b></p> <p>個人情報の管理や情報セキュリティ対策については、各執行機関において、個人情報保護法（島根県個人情報保護条例は令和4年度末で廃止）や島根県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報等の適切な取り扱いを行うよう、研修及び周知・啓発を行い、引き続き職員の個人情報の管理やセキュリティ意識を高めるように努めるとともに、定期的に行っている自己点検において個人情報やセキュリティ対策に不備がないか再度確認し、不備があった場合は、適正な取扱い</p>



<p>これは、組織として個人情報を適正に管理する認識・管理体制が不足していたと言わざるを得ない事案である。</p> <p>もとより病院局だけではなく、各執行機関では、島根県が保有する個人情報を条例等に基づき厳格に管理しなければならず、情報セキュリティ対策に当たっては、ポリシー等に基づき適切に措置しなければならない。</p> <p>については、各執行機関においては、個人情報の管理に当たって、改めてその重要性和外部に漏えいした場合の影響の重大性を十分に認識し、条例等及びポリシー等を遵守し、個人情報管理の徹底に万全を期されたい。</p>	<p>いを行うように対応していく。</p> <p><b>(教育委員会)</b></p> <p>個人情報の管理や情報セキュリティ対策については、各執行機関において、個人情報保護法（島根県個人情報保護条例は令和4年度末で廃止）や島根県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報等の適切な取り扱いを行うよう、研修及び周知・啓発を行い、引き続き職員の個人情報の管理やセキュリティ意識を高めるように努めるとともに、定期的に行っている自己点検において個人情報やセキュリティ対策に不備がないか再度確認し、不備があった場合は、適正な取り扱いを行うように対応していく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>島根県警察における個人情報の管理及び情報セキュリティ対策は、警察本部長が制定した「島根県警察における個人情報等の管理に関する訓令」、「島根県警察における情報セキュリティに関する訓令」等に基づき運用している。</p> <p>警察が保有する個人情報は、個人の生命、身体、財産に関するものに加え、人権にかかわるものも多数あることから、特に漏えいリスクの高い電子情報について、警察署を含む全ての所属を対象とした情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>また、県警察では、毎月1日を「情報セキュリティの日」と定め、所属長や各所属の情報セキュリティ推進員等により、朝礼等の機会を捉えて、口頭による注意喚起や資料を發出し、教養等を実施するとともに、点検の失念や形骸化を防止している。</p>
--	---

<p><b>(3) コロナ禍における事業の執行（各執行機関）</b></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を受け、県では、従来の業務に加え、国の経済対策などを活用して、感染症対策を始め、県内経済や社会活動を回復させるための新たな事業への対応が必要となっている。</p> <p>感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされているほか、各種会議やイベント、研修、相談会などで事業の中止、縮小等の影響が発生している。</p> <p>感染が長期化する中、事業の執行については、会議やイベント、研修、相談会などは対面型から書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会に切り替えることで、コロナ禍においても可能な範囲で工夫して実施されていた。</p> <p>については、コロナ禍における事業の執行に当たっては、これまでの前例にとらわれることなく、引き続き、創意工夫して、その効果的、効率的な執行に努められたい。</p>	<p><b>（知事部局）</b></p> <p>各執行機関において、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら事業を執行するため、会議やイベントにおけるテレビ会議システムや動画配信の活用など執行方法を工夫している。</p> <p>一方、より効果的な事業とするため、感染症対策を講じた上で、対面型の事業も行っている。</p> <p>引き続き、コロナ禍における効果的、効率的な業務を執行するとともに、収束後においても、本来業務の改善の取組として、オンライン等を活用するなど効果的な業務改善に取り組んでいく。</p> <hr/> <p><b>（教育委員会）</b></p> <p>各執行機関において、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら事業を執行するため、会議やイベントにおけるテレビ会議システムや動画配信の活用など執行方法を工夫している。</p> <p>一方、より効果的な事業とするため、感染症対策を講じた上で、対面型の事業も行っている。</p> <p>引き続き、コロナ禍における効果的、効率的な業務を執行するとともに、収束後においても、本来業務の改善の取組として、オンライン等を活用するなど効果的な業務改善に取り組んでいく。</p> <hr/> <p><b>（公安委員会）</b></p> <p>令和4年度は7月から9月までにかけて新型コロナウイルス感染第7波が到来した中、職員の感染防止対策に万全を期し、業務を中断することなく、治安を維持していくことが重要であったことから、令和4年11月、県警察として4回目の職域接種を実施した。また、従来実施してきた執務室の飛沫感染防止のためのアクリル板パーテーションの設置、職員</p>
---	---

	<p>のマスク着用を現在に至るまで継続している。</p> <p>これまで、感染防止対策のために中止、休止、延期及び縮小等を余儀なくされた各種警察活動や各種行事は、現時点においてコロナ禍前の状況に戻りつつある。一方で、勤務公署からの移動を伴わずに参加できる効率性等も考慮し、引き続きオンラインによる開催を選択するなど、今後も固定観念にとらわれることなく、工夫を凝らして事業を執行していくこととしている。</p>
--	--